

### 次世代金融勉強会(第3回)議事要旨

〔 開催日: 2022年11月9日  
開催方式: オンライン開催 〕

プレゼンターから資料に基づいて説明が行われた後、地域活性化策としての NFT や DAO (Decentralized Autonomous Organization 分散型自律組織) の活用に関する議論等が行われた。参加者からの主な意見等は以下のとおり。

- ・ 地方自治体のふるさと納税の返礼品に NFT を活用する事例について、こうした取組みを主導しているのは中央官庁や大手の事業者などか。
- ・ スタートアップ企業やふるさと納税の返礼品を取り扱うプラットフォームを提供する企業等が関与しており、ボトムアップ色が強い印象。
- ・ (ふるさと納税の返礼品に関する話では必ずしもないが) 取扱い規模の小さい取組みのなかには、取引額が少額であるがゆえに、高騰したイーサリアムの手数料が払えず、実際に NFT を発行することができない事例もあるようだ。また、仮に NFT の取引を提供するプラットフォームの事業者が破綻してしまうと、当該 NFT も失われてしまうケースもある。
- ・ ふるさと納税の返礼品が転売されることは本来望ましくないものと考えられ、提供する地方自治体も転売制限を設けたりしているが、必ずしも実効性が確保されているとはいえない状況であるようだ。
- ・ 地方活性化策として NFT を活用していくことや、DAO を利用して新しい地方自治の可能性を模索していくこと自体は良いことだと思う。他方で、税金の性質や、デジタルアートなどに紐づいた NFT の返礼品が、リアルな返礼品に比べて量産しやすいことなどを考えると、安易な活用を律するルールが必要になってくるように思われる。
- ・ 仮想通貨と有価証券の関係(暗号資産の有価証券該当性を巡る議論)は興味深い。国によって考え方が異なることは首肯できる。米国は、仮想通貨は通貨に近いものと考えられているのか。
- ・ 通貨ではないが、ペイメント・メソッドとして規制されているとの認識。ただし、セキュリティトークンは有価証券として規制されている。SEC もビットコインを有価証

券とは考えていないが、新規に発行される仮想通貨で発行体が存在するものは、米国の有価証券の定義が広いこともあり、有価証券に該当する蓋然性は高い。イーサリアムも、ステーキングを行った場合には有価証券であるとの指摘もある。

- ・ 山古志地域の事例では NFT をデジタル住民権として活用しており、何かの権利を表象するとの観点で、NFT の使い方として妥当性がある。
- ・ 山古志地域の事例は DAO ならではの印象。他方で、村が自治体として消滅する中、デジタル村民にはどのような恩恵があるのだろうか。あくまで利他心に依拠した取組みということであろうか。
- ・ 山古志地域の住民には強いアイデンティティがあるようで、こうした取組みのドライビングフォースとなっている模様。もっとも、先行き、リアル村民とデジタル村民が共有できるアイデンティティをどう形成していくかが重要であろう。
- ・ メタバース上でバーチャルな山古志村を立ち上げ、デジタル村民が交流するとともに、山古志地域の良さを発見し、デジタル村民が「リアル帰省」する例も増えているようだ。NFT を起点にコミュニティが発展している印象がある。
- ・ 山古志地域の事例は、デジタル住民を地域外に有する点でエストニアと似ている。エストニアは安全保障の観点からもデジタル住民の誘致やメタバースの活用に取り組んでいる。これらの事例では「現実の拡張」が起こっているともいえるのではないか。
- ・ こうした取組みを主導し、支える人材も重要であろう。
- ・ DAO は投票で物事を決める仕組みであり、コミュニティのガバナンスの観点からは、限界があるのではないかと感じている。インターネットの仕組みは、参加者が自由に新しい機能の追加や機能改変などを提案するが、それらの対応について「決定する」ことはせず、それぞれの参加者が良いと思うものを自発的に使っていくことで、結果としてマジョリティが形成されている。また、DAO のサポートツールとして使われているらしいディスコード(文字や音声、動画でコミュニケーションを図ることができるアプリケーションソフト)では、(物事を決定するのではなく)あくまでコミュニケーションを行うためのツールとして機能していて、熟議が可能であるというメリットがあるように思う。

以上